

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日の澤山美恵子議員の一般質問への答弁が保留となっておりますが、発言を求められましたので、これを許可いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） 昨日の澤山議員の一般質問で保留となっていた高齢者生きがいセミナーについてお答えいたします。

高齢者生きがいセミナーは、第1回・第2回講座といたしまして「ピラティスを始めよう」。これは高齢者でも実践できるエクササイズということで、第1回目は9月7日、午前中は桜木町の保健福祉会館、午後は沢山地区集会所ということで、桜木町のほうには参加者7名、沢山地区へは参加者7名となっております。

第2回目の講座は9月12日、「ピラティスを始めよう」ということで9月12日に開催されまして、午前中は吉里吉里地区体育館、午後は大ケ口地区の多目的集会所ということで、参加者は吉里吉里5名、大ケ口多目的集会所は8名となっております。

第3回講座はリース講習会ということで、ドライフラワーを使ったリースづくりということで、これは10月11日に中央公民館で27名の参加がありました。

第4回講座ということで、ブリザーブドフラワー講習会という、生花を特殊な技術をもとに加工したものということで、新しいスタイルのお花をつくるということで、10月22日、中央公民館で28名の参加がありました。

第1回・第2回講座の「ピラティスを始めよう」については、各地区で行われておりましたので、徒歩あるいは車を利用して会場まで来ております。また、第4回は中央公民館が会場だったため、車が大部分。バスの利用者は若干名おりました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

下村義則君の質問を許します。発言席へどうぞ。

また、下村議員の場合には、座ったままの発言といたしますので御了承ください。

○2番（下村義則君） 議長。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 新生会の下村義則です。議長の許可をいただきましたので、座ったまま一般質問をさせていただきます。

1つ目は、平成27年第4回定例会での答弁のその後の進捗について質問します。私は、1年前の第4回定例会で5項目について一般質問をいたしました。そのときの当局の答弁内容が確実に実施されたのか、継続しているのか。それとも、ほとんど取り組んでいないのか。この5項目のうち、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、臨時職員の雇用についてであります。

震災後、臨時職員の方々の町に対する貢献度は大変大きいものと考えております。優秀と認められる人材については、年齢に関係なく採用したらどうかということと、派遣職員の方の専門的な技術や知識を、当町の職員や臨時職員の方にしっかり学んでいただき、派遣職員の方々が各行政に戻りましても、支障なく日々の業務や行政サービスがスムーズに引き継がれることを望みますという質問に対し、当局は、「派遣職員の方は徐々に戻ることになりますが、確実に業務の引き継ぎを行い、職員数が減ったからといって町民へのサービスが低下することにならないように人員配置をしていきます。そのためには、臨時職員の力が引き続き必要であることから、就職相談会やセミナーなどを開催し、公募により採用の上、適切に職員を配置していく」と答弁されました。就職相談会やセミナーを開催し、何名の方が再就職できましたか。臨時職員の中から正式に役場職員になった人はいますか。お伺いします。

2点目は、障がい者支援のあり方として、就労支援施設に通所していない人の中に、パソコンを習ってみたいとか、好きな時間に自由に行って運動したいとか考えている障がい者の方もいると思いますので、そういう意欲がある障がい者の方に、情報やサービスを提供すべきではと質問いたしました。それに対し、当局では「新規で障害者手帳を申請された方には、しおりを渡したり、手話通訳者を派遣したりしています。パソコン教室などについては、そういった情報を把握しながら、適切な情報が障がい者の方へ行き届くように努めていきたいと考えています」と答弁されておりました。本当に適切な情報が障がい者の方に行き届いたのかお伺いいたします。

2番目に、浪板海岸の再生について質問いたします。浪板海岸の再生については、町長はことしの施政方針において、「浪板海岸の砂浜再生への支援等、課題解決が図られていない事項について、粘り強く国などに要望を継続し、生活の再建や観光地である浪

板の復活を推し進めてまいります」と述べていましたが、これまでにどのような働きかけをしてきたのかお伺いします。

また、去る6月10日に私も同席し、町長へ浪板海岸の砂の再生を初めとする要望書が浪板地域や各団体から提出されました。要望の内容については次のとおりです。

- 1つ、町道の舗装及び駐車場の整備について。
- 2つ、公園入り口の建物基礎撤去及び案内看板の設置について。
- 3つ、トイレ及び炊事場などキャンプ場の再生整備について。
- 4つ、照明施設の整備について。
- 5つ、浪板川を渡る遊歩道（階段）の整備について。
- 6つ、砂浜の再生について。

以上、6項目であります。

しかし、いまだに回答すらなされていないと聞きますが、その理由についてお伺いいたします。

最後になりますけども、町道整備の町の対応について質問いたします。

8月に発生した台風10号は、県内において岩泉、久慈市、宮古市に大きな被害を与えましたが、当町においても農林水産業、道路、河川、住宅の床上床下浸水と大きな被害となりました。台風10号の発生時の町の初期対応、避難勧告、避難指示については、私は早い対応と感じましたが、避難場所の連絡などについては町民の不満と不安があったと感じております。町内の町道でも被害がありました。いろいろな被害があった場所の中から、今回は浪板地区の町道を取り上げて質問をいたします。

三陸縦貫道路工事のため、大型トラックがひっきりなしに町道を走るため、舗装がへこんだり、少しずつ壊れたりしております。そこへ台風10号による大雨で沢水が大量に流れ、町道の壊れた舗装から流れるようになりました。9月に入って2週間たってもその水は止まらず、舗装を伝って坂道の下まで流れています。

これは今までとは全く違う状況でありましたので、役場に連絡し、水漏れの原因究明と改修のお願いをいたしました。役場の担当課には4回から5回、町長にも10月21日の9月定例会最終日と11月12日の大槌学園校舎落成式の際の2回ほど、住民代表として要望いたしました。今日、11月20日現在であります。いまだ改修されておられません。なぜこんなに対応が遅いのかお伺いいたします。以上でございます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 私の方から下村義則議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、平成27年第4回定例会での答弁のその後の進捗についてお答えをいたします。

1点目の御質問ですが、震災から現在に至るまで、全国の自治体及び企業より多くの派遣職員をいただき復興業務に当たっているところであり、議員御指摘のとおり、臨時職員につきましても戦力として復興に携わっていただいているところでもあります。

昨年の第4回定例会においては、就職相談会やセミナーを開催する旨のお答えをしておりますが、これは一般町民も含め、求職中の方やUIターン希望者を対象として、釜石公共職業安定所が主催となって実施されたものであり、当町の臨時職員採用のために実施されたものではない旨、お断りをいたします。

なお、昨年は臨時職員の財源の大部分を占めておりました緊急雇用創出事業が終了するため、次の職の確保を目的とし、当町の臨時職員を対象に当該相談会への参加案内をさせていただいたところでもあります。

正規職員への正式な任用については、地方公務員法上、競争試験または選考によるものとされており、例年秋に実施している職員採用試験を受験していただくことが基本となります。御質問にありました臨時職員から正式任用になった職員につきましては、昨年度実施試験分については該当はございません。

今後、派遣職員については縮小傾向となる見込みではありますが、事務の停滞や町民サービスの低下を招かぬよう、引き継ぎを入念に行うとともに、正規職員の能力向上や適正配置に努めていきたいと考えております。

2点目の御質問についてですが、現在、町では新規で障害者手帳を申請された方々などに「大槌町障がい者のしおり」をお渡しし、手帳の取得により受けられるサービスの案内とともに、町広報紙やホームページの音声サービスの実施により、障がい者の方々がサービスを自主的に選択できるよう、情報提供に努めているところでもあります。

こうした情報提供とともに、パソコン等の操作が困難な聴覚に障害をお持ちの方々などには、手話通訳者や要約筆記者を派遣する取り組みや、昨年度からは手話奉仕員養成研修を実施し、情報・意思疎通支援用具としての点字ディスプレイの提供を行っているところでもあります。

これまでも障がい者の方々への情報提供に努めてきたところですが、必ずしも十分に提供できていたとは言えないことから、今後は身体障害者相談員や民生委員、家族の協力を得ながら、在宅障がい者の方々を中心に、町身体障害者協議会への加入促進や、パ

ソコン教室の受講など個々のニーズに対し、的確に情報提供できるよう、町からの情報発信とともに障がい者みずからが情報にアクセスできる支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、浪板海岸の再生についてお答えいたします。

浪板海岸の砂浜再生についての働きかけですが、これまで復興庁、自民党県連、民進党県連、公明党県本部に対して、砂浜再生に向けさらなる技術的並びに財政的支援を要望してまいりました。

陸前高田市の高田松原海岸や山田町の浦の浜は人工海岸であることから、県が砂浜の復旧事業を実施することとなっております。一方、浪板海岸は自然海岸のため、釜石の根浜海岸と同様、砂浜再生の実現には管理に関する法的な位置づけ等ハードルが高いことから、これらの課題の整理に時間を要していますが、引き続き関係機関と相談し、砂浜再生の実現に向け可能性を探っていきたいと考えております。

なお、浪板地域や各団体から出されている各整備要望については、砂浜再生によるところが大きいことから回答を保留してきましたが、現状を踏まえて早急に回答いたします。

次に、町道整備の町の対応についてお答えいたします。

現状については、町道田屋線の上り勾配カーブ付近が地下からの湧水により舗装が剥がれ、路盤材も流出し、若干の陥没が生じている状況にあります。三陸縦貫道事業による大型車両の通行が頻繁に往来することもあり、発注者である南三陸国道事務所と、通行どめと道路補修の協議を10月上旬に行いましたが、通行どめと道路改修については、事業の進捗上難しいという考え方で、南三陸国道事務所では、道路改修は三陸縦貫道工事の終盤に行いたいという考えが示されました。

これを受けて、町として改修するに当たり、以前にも同じ場所で同様の湧水事例が生じており、水道の漏水も考えられることから、水道事業所と連携して原因調査を行ったところ、上水道からの漏水ではなく地下水からの湧水であると10月中旬に原因を特定いたしました。

このことから通行どめの手法を検討しましたが、11月下旬に漁集団地内の浪板踏切が開通見込みとなったことから、踏切開通後に施工することといたします。当該箇所は湧水であるため、湧水を逃がす施工をし、12月中旬までには補修を完了する予定としております。また、三陸縦貫道事業終了のめどがついてから、南三陸国道事務所と連携し、

全般的な道路改良を行うとともに、町道田屋線と浪板線の鋭角な接続部分の線形見直しも計画しており、これらをあわせた道路改良を実施する予定としております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。下村義則君。

○2番（下村義則君） 最後まで質問をしたいので、私もなるべくわかりやすく質問いたしますので、当局も簡潔に答弁をよろしく願いいたします。

それでは、最初に臨時職員の雇用について質問いたします。

臨時職員の再就職の確保を目的として、当町の臨時職員を対象に相談会への参加案内をしたということです。今後も引き続き当町の臨時職員を対象とした相談会やセミナーを開催し、1人でも多くの方が再就職できるようお願いいたします。

次に、障がい者支援のあり方について質問いたします。

1年前の答弁では、「パソコン教室などについて、そういった情報を把握しながら、適切な情報を障がい者の方へ行き届くように努めてまいりたいと考えています」。今回は、「パソコン教室など個々のニーズに対し、的確に情報提供できるよう、支援を実施してまいりたいと考えています」と答弁しております。少なくとも私は障がい者の1人ですが、いつどこでパソコン教室などを開催したのかという情報提供があったとは記憶しておりません。私が聞きたいのは、そのような教室を実際に開催したのかしなかったのか、それを聞いているのです。どうですか。お答えをお願いします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件ですが、パソコン教室については、教育委員会の生涯学習的な事業でも行っておりません。民生部サイドでもパソコン教室というのは実施していないところです。パソコン教室を町内で行っている団体がございます。シニア大槌パソコンクラブという団体がございます。そこがコミュニティプレイスの場所を活用して毎週火曜日に実施しているということでございますので、こういった情報について広く周知していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） したかしなかったでお願いします。それだけでいいです。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 町主体としては実施しておりません。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） していないということですね。今、部長の答弁でしなかったとい

うことでありますので、今後予定しているのであれば、障害があっても意欲がある方には引き続き情報提供をお願いします。

次に、浪板海岸再生についての質問をいたします。

陸前高田市の高田松原と山田町の浦の浜は人工海岸なので、県が砂浜の復旧事業をされると言われていました。きのうだったかけさの新聞に載ってましたよね。陸前高田が砂浜、人口海岸なんでしょうけども、ほぼ完了しそうだということが新聞に載っていました。それで、浪板海岸と釜石の根浜海岸は自然海岸のため砂浜再生にはハードルが高いということから、その課題などに時間を要するという答弁がありました。最初に、人工海岸と自然海岸の定義をお尋ねいたします。また、その課題についてもお願いいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 人工海岸と自然海岸の定義ということでございますが、海岸法による区分によりますと、海岸保全区域というところで、海岸法によって海岸を保全する区域については、人工海岸で整備する部分があると。例えば漁港海岸であったり、港湾の部分での港湾海岸であったり、あるいは農地海岸といったような部分で、海岸管理者が整備をしたり、あるいは農地管理者が整備をしたりといったような部分の内容がございます。

一方、自然海岸につきましては、そういった法規制が設けられていない海岸ということでございまして、浪板海岸につきましては、復興配分に保安林といったような森林法による保安林が整備されておりますが、砂浜部分につきましては法規制がない海岸ということでございまして、海岸法による区分についてはその他海岸ということで、実際には規制がない海岸ということで、通常の一般海岸といったような形になっております。

このために、実際管理者が事実上存在していないといったようなところが課題となっております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 私も砂浜再生は長期的なことと考えていますが、ほかの5項目の要望は町や県でできることからお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 6月に要望を受けているという状況でございました。我々も中では検討してきました。そして今部長が申したとおり、砂浜再生、これにかかわって

る部分がすごく大きくて、そこに投資する効果というのは、やっぱり砂浜を再生して一体的に利用することで効果が初めて発揮されると。そういった部分を考えて、そこは砂浜再生の行方を見ながら留保したという状況がございます。

そういった中で、ただこれはやはり長期的にかかりそうだし、いろんな課題があっても簡単に解決できるような問題ではないという部分がございますので、これについては、要望については早急に回答したいというところになります。ただ、なかなかそういった投資効果を生むという部分から考えれば、なかなか厳しい状況はあろうかなというふうには思っております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） ほかの5項目についての答弁がなかったんですが。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） それについては、正式に要望の回答ということで回答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 町では、町民からの強い要望もあり、平成25年から砂浜再生に向けて岩手県や大学の先生と連携し、砂浜再生の可能性についての調査を実施し、一定の可能性が示されたことを受け、具体的な砂浜再生のための調査事業に取りかかりたいと考えているとあります。あれから4年がたとうとしていますが、今までの取り組みと経過、今後の取り組みについてお伺いいたします。

ちなみに25年度の事業といたしまして、産業振興部が効果促進事業で深淺測量と砂のサンプリング調査を実施。26年は何と、いろいろ28年度まであります。それについてお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） これまでの経過ということでございますが、25年度に深淺測量調査を行って、主に瓦れきの有無とかの調査ということで承知しておりますが、そういった調査が行われた後に、26年度、埼玉大学のほうで砂浜が戻るかどうかということについて、それは大学の研究の一貫でございますが、調査を行って報告はいただいております。その結果では、夏と冬で潮の関係の動きはあるものの、戻る可能性はあるだろうというふうな見解は示されております。

ただ、実際には本格的に調査をしてみないといけないんですが、その調査を行うに当

たっては、現在県のほうで防潮堤の工事を行っているという状況がありまして、これが平成31年度までの見込みとなっております。ですから、その工事中の合間を縫って調査するのか、工事後に調査するのかというところについては、まだ方針が明確になっていないというところもありまして、あとその効果の発現の部分もありますので、なかなか調査に移れていないと。あとはその交付金の申請もまだ復興庁が認められていないといったような、そういった経緯もございますので、そこについてはなかなか着手できないでいるといったような状況です。

このために、昨年度ぐらいから関係各所に働きかけをして、そういった可能性を探って協議を続けているといったような状況でございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 4月17日に開催されたリメンバーホープ浪板海岸ヴィレッジのオープニングセレモニーの町長の挨拶の中で、「観光地として栄えた浪板地区に再びにぎわいを取り戻すために、町の重要な場所と考えています。また、絶対に浪板地域を再生させ、日本を代表する観光地にするという、高い意識を持って臨みます」と言っていました。また、「町としても、砂浜再生についても地域の方々や民間事業者が望むような浪板地域をつくり上げられるよう、引き続き町民の皆様と一丸となって復興に取り組んでまいります」と力強く挨拶していました。

続けます。10月30日には復興庁の務台政務官が浪板海岸を視察され、11月4日には岩手県議会においても、浪板海岸の再生に関する岩崎県議の質問に対し、達増知事は、町とともに進めると答えたと聞いています。復興庁が視察に來たり知事も後押しをするような発言をしています。また、浪板海岸に群生するハマギクは、皇居に献上したゆかりの花で、花言葉は「逆境に立ち向かう」です。まさしく当町にふさわしい花と考えます。このようなすばらしいハマギクが群生する浪板海岸の再生について、当町の積極的な姿勢が見えないのは、町民として非常に残念でなりません。今こそ町として主体性を持って進めるべきと考えます。繰り返しになりますが、今後どのようなスケジュールで進めていくのか、町長の強い決意をお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

下村議員からお話のあった私の思いというのは、そこで読んでいただいたとおりであります。しかしながら、クリアしなければならない課題も多いということも承知いただ

ければと思います。

とにかく、庁内においても砂浜再生については意思を統一しながら、国・県に対しても同じような働きかけをしていくということになりますが、技術的・財政的な面も含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 最後の質問になりますが、この質問は当町に対して、派遣職員の皆様のことを考えると清水の舞台から飛びおる覚悟の質問ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、町道整備の町の対応について質問いたします。

台風10号が8月30日に発生し、浪板地区の町道の水漏れについて、先ほども質問したように2週間後には役場のほうへ状況について連絡を入れました。10月に入っても役場のほうからは何の連絡もありません。10月上旬に南三陸国道事務所と協議をしたと言われていますが、私や地域のほうへその協議内容をなぜ連絡しなかったのですか。三陸縦貫道路工事の進捗上、もう少し水漏れ工事のほうは時間がかかりますよとか、連絡があれば住民の方々も納得されたと思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 町長が答弁したように南三国と協議をしましてまいりました。

地元への説明がなかったということでございますが、当然その湧水、町で施工しなきゃいけないということで、湧水の原因、前にも水道から出たんじゃないかということで、1度掘り返した例があるようでございますが、湧水の特定のほうを先に行ったということで、地元への説明がなかったという部分についてはおわびを申し上げます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） そのような改修計画がわからないため、しびれを切らした私は、11月12日の大槌学園の落成式に町長に対して2度目のお願いをすることになりました。町長は、来週14日の月曜日にはどうなっているのか連絡をさせますと言われましたので、住民の方にも1日でも早く伝えようとその連絡を待っていましたが、その日はとうとう担当課からも町長からも連絡は来ませんでした。なぜ連絡をよこさなかったのですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 申しわけございません。私のほうで忘れておりました。下村議員からの話の中であったことは承知を、今思い出しましたが、そのときのことを忘れてし

まいりました。大変申しわけございません。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 結局報告を受けたのは、11月18日に開催された全員協議会終了後でした。課長より町道の改修について連絡を受けましたかと言われましたが、私は聞いていないと答えました。もし、18日に全員協議会が、予定がなかったら、果たして連絡をよこしたでしょうか。このようないいかげんな町の対応について、私は非常に大槌の将来が不安でなりません。課長、このことについて一言。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 先ほど申し上げましたように漏水の特定と、それからちよっと言いわけになります。あそこは湧水を下の、坂の下の方々が4世帯ほど引いて、道路を横断している管があるということで、その施工方法についていろいろ内部で検討しております。私も現地を見たところでございます。非常に施工工法が難しいという部分で、漏水から、地下水の漏水がまた浸出して舗装を剥ぐということで、どのような舗装がいいのかということで検討してまいりました。今議員がおっしゃったように、全員協議会がなかったら報告がなかったのかということでございますが、その検討した結果を議員にお会いしたときに伝えたということで、先ほど申し上げましたが、連絡が非常に遅くなったことについておわびを申し上げます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） また、いろいろなところで住民の方々とお話をする機会があります。その中で、役場の職員の皆さんの挨拶や対応などに不満を持っている住民の方がいるのも事実です。このような住民の声を、町長はどうお考えになりますか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） やはり住民の方々が不愉快に思ったり、やはり不満に思ったりということについては、しっかりと職員の資質向上を図っていかねばならないだろうと思います。私も含めて町民目線というのはどこまでも内部的なものであり、町民になったつもりでそのことを考えるということがすごく大事なことはないかと私は思っております。

今議員御指摘のあった件につきましては、しっかりと内部で徹底をさせていきたいと思っておりますし、先ほどお話があったさまざまな要望、要求、さまざまのものをきちんと、私も含めて部下に伝えて、それを確実に相互に情報共有をして、お話のあった方にそれ

を連絡させるというのを徹底してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 私も当然復興事業を後回しにして町道の改修を優先してほしいと言っているわけではございません。役場の事業の優先順位があるということも知っております。

今回、町道改修についてしつこくお願いしたのは、同じ町道付近のU字溝は長い間ふたのない状況でした。ことしの夏ごろ、そこに住民の方が足を落としてけがをされたと報告がありました。そのことを役場に報告しましたら、早急に対応してもらいました。本当にありがたかったです。その方は大きなけがではなかったので、役場には連絡しなかったと言っていました。こういうこともありましたので、今回は季節的にも冬が近づいてきます。11月に入ると雪が降ったり凍ったり、滑って転んでけがをしたり、狭い町道のために車同士の事故が起こったり。そういうことが起きると、町道ということで町のほうに何らかの責任が生じると思いつこく言ったわけでございます。10月中旬に原因が特定し、11月下旬漁集団地内の浪板踏切が開通見込みとなったことから、開通後に水漏れの改修をしたとあります。その原因は何だったのかまだ聞いておりません。簡単に教えてください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 道路の脇に湧水をくみ上げる井戸が2カ所ほどございますが、それから先ほど申し上げましたように、坂の下のほうに住んでいる方々にパイプで引っ張って、その接点等から漏れが生じているというふうに、一応原因を特定したところでございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 台風10号以来、ずっと私は役場にけがをしたり車同士の事故が起きたら大変ですよと言ってきました。偶然だと信じたいのですが、東京で雪が降った日の11月24日に水漏れが直ってました。本当に偶然ですね。なぜ役場の担当課では、何回もしつこいですがけれども、応急ですけれども何日ごろ工事をしますよとか、しましたよとか、そういう連絡ができないのですか。それについてお願いします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 現在その水位が下がって、ちょうどその湧水からの浸出

水、湧水が出てない状況でございます。工事をしたというのじゃなくて、これからその側溝脇を掘って、その湧水を逃がす工事をします。ちょうどその水位が下がった状態ですので、施工には非常に有利な状況があります。それだけでは足りませんので、一応一部敷き砂利をしてその陥没を緩和しているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 連絡を怠っているということに対しての答弁もお願いいたします。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 連絡の部分については漏れていたということで、先ほど来からおわび申し上げているとおりでございます。申しわけございません。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） この工事は私が見た感じ半日、かかっても1日もかからなかったと思います。であれば、例えば日曜日、何か地元の業者をお願いしてぱっとやれば、もう8月、9月にはできていることなんです。それを何で雪が降るときまで引っ張っていたかということも感じていました。

それで町長は、その台風10号が発生してから大体70日間たっているんですけども、決裁の判こは押したんですか。

○議長（小松則明君） 下村議員。今の質問ですけども、さっき環境整備課長の話の中で時期を見て工事をするという言葉が出ておりますけども、さらにそれを再度聞くという話になりますけどもよろしいでしょうか。下村義則君。

○2番（下村義則君） 町長は臨時職員の雇用について、私の質問に対して、「今後派遣職員は縮小傾向になる見込みですが、事務の停滞や町民サービスの低下を招かないよう、引き継ぎを入念に行うとともに、正規職員の能力向上や適正配置に努めていきたい」。もう1回繰り返します。「正規職員の能力向上や適正配置に努めていきたいと考えています」と答弁しております。また、1年前の「漁協の経営体質の強化とは具体的に」という私の質問に対して、「それは人材育成、何事も人だと思おう」と言われました。さらに、「そういう方々としっかり膝を突き合わせて、何が問題なのか話し合う場を持つべき」とも言われています。今こそ役場の職員の方々とそういう場を持って、しっかりと話し合いをしたほうが良いと思いますが、どうですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 下村議員がお話しされたそういう部分につきましては、特に膝を突き合わせる必要は、私はないと思います。町民に対してしっかりとサービスするというのは私たち役場職員の責務でありますから、それを得々という話ではなくて、きちん

と町民の方々の話を聞いて、それに対応していくということが必要だと思います。

現在、プロパー職員と派遣職員という大きな所帯になっております。これは復興期間が終われば人数が減少していくという中で、新しい職員も、震災からの職員もプロパーであれば半分以上になりました。そういう若い職員がしっかりと住民と向き合った、そういう話については、しっかりと指導した形で管理をしていくという方法が必要であり、もちろん職員それぞれとの会話も必要ですが、しっかりと研修を積み重ねていくということがすごく大事なことはないかなと思っております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 最後になります。

まだまだ町内にはこのような場所が多くあると思います。私は、人間同士の信頼関係を築くのは、挨拶、次に報告、連絡、相談、いわゆる「ハウレンソウ」です。これが一番お金のかからない行政の住民サービスと考えております。住民・当局・議会が連携を図りながら、平野町長の力強い指導力をもって、住民ファーストで町政運営を力強く押し進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 以上で、下村義則君の質問を終結いたします。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時56分

○

再 開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。発言席へどうぞ。

○1番（佐々木慶一君） 議長。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。議長のお許しをいただきましたので、本定例会最後の一般質問に入らせていただきます。

まずは、師走の声を聞き、寒さも一段と厳しくなってきました。この時期になると、気になるのがインフルエンザ等により体調を崩すことです。町内に住む全ての方々、特に体力的に心配なお年寄りや、小さなお子様がいらっしゃる御家庭につきましては、御家族の健康管理に十分留意されることを願っております。

それでは、早速ではございますが、通告文に従いまして一般質問に入らせていただきます。

1つ目、震災検証と生きた証への取り組みについてでございます。

東日本大震災から間もなく5年と9カ月がたとうとしています。あのときを経験した私たちは、忘れることができないつらく恐ろしい記憶を抱えながらも、時間の経過による落ちつきを取り戻しつつあると感じることもあります。

震災検証は、このように記憶が残りつつも、震災直後から比べるとある程度の冷静さを取り戻した今、その必要性を改めて考えることができるのかもしれませんが。そういう意味からも震災検証の役割は重要で、将来大切な命を失わないようにするためにも、あのとき何が起こったのかを十分に検証する必要があると思います。また、震災検証とともに、記録として残し、記憶として語り継ぐ価値のあるものとして、生きた証の取り組みがあると思います。そこで、ことしの7月に新設された震災検証室について、あわせて生きた証の取り組みについて、次のことについて伺います。

1つ目、2013年度にも震災検証を行いました。このとき何が不足してたため、このたび再検証することとなったと考えているのか伺います。

2つ目、現在行っている震災検証の検証範囲や検証内容はどのようなものか。また、進捗状況と今後の進め方について伺います。

3つ目、生きた証のこれまでの取り組み内容と成果、及び今後の取り組み方とスケジュールについて伺います。

大きな2つ目として、行政と住民の協働によるまちづくりについてでございます。

震災後、被災地域では何もなくなってしまった大槌町ですが、5年9カ月の歳月を経て、居住空間の復旧がやっと動き出したという状況となっています。震災後の間もない時期から将来の新しい大槌を思い描き、多くの町民の長い時間と膨大なエネルギーをつぎ込んでつくり上げたデザインノートに描かれた町の形づくりは、これからがいよいよ本番を迎えます。また、町の形だけでなく、暮らし方の議論も必要になってきます。

道路整備が進み、町のハード基盤が見え始め、住宅再建も動き始め、何もなかった土地に住民が戻り始めると、生活のための商業施設の整備や、新たな地でのコミュニティーの構築といった、また別の課題が顕在化してくるのだと思います。特に、町内に点在化している公共施設や、近隣地域に出かける際は、高齢者や車を持たない人にとっては、バス、鉄道、タクシー等の公共交通機関の整備の重要性も出てきます。このように、ま

ちづくりが動き始めたとはいえ、それはまだ途についたばかりです。

今後も復興協議会を通して、行政と住民との協働により山積しているまちづくりの課題に取り組んでいく必要があります。そこで、今後のまちづくりの進め方について伺います。

1つ目、行政と住民とでつくり上げて、デザインノートとしてまとめられた計画について、町当局はどのように捉えているか伺いたいと思います。また、それを具現化するに当たり、何を重視して進めていく考えか伺います。

2つ目、今後、バスや鉄道を中心とする公共交通をどのように整備していくか伺います。

3つ目、特に鉄路復旧後、JRから三陸鉄道に移管された後の三陸鉄道に対し、マイルール意識を持てるような取り組みをするのか。また、大槌町としては、三陸鉄道に対してどのようなかわり方・支え方をしていくのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、震災検証と生きた証への取り組み方についてお答えをいたします。

1点目の御質問についてですが、前回の検証は、災害対応の反省を踏まえ、地域防災計画を中心に今後の災害対策の方向性を示すことを主な目的としており、言いかえれば対症療法的な意味での検証を行ったと考えております。その点で、多くの職員の犠牲についても、直接的な原因についてさまざまに取り上げて、今後の防災対策の方向性を示していることから、今後の対策に資するものと考えております。

しかしながら、その直接的な原因が発生する背景を解決しなければ、形ばかりの対策となりかねず、本当の意味での対策とは言えないと考えております。

そこで、今回の検証はなぜそのような状況が生まれたのか、その背景を可能な限り探り出すものであり、それを改善してこそ前回の検証も生きるものと考えております。いわゆる原因療法的な意味合いでの検証を行うものであります。その意味で何が不足していたかと言えば、直接的な原因が発生した背景についての調査・検証であったと考えております。

2点目の御質問についてですが、現在行っている震災検証の範囲や内容、進捗状況と今後の進め方については、震災検証室長より答弁をさせます。

3点目の御質問について、まず、生きた証プロジェクト推進事業のこれまでの取り組み内容と成果についてですが、議員御承知のとおり、本事業は平成26年度から27年度までの2カ年間の事業として岩手大学へ委託したものであり、その内容は震災による犠牲者1,285名を対象に、御遺族への接触と意向確認、聞き取り、個票の作成・編集等の作業でありました。成果としては、犠牲者1,285名のうち1,019名に接触できました。そのうち266名の方は連絡がとれないなどにより未接触となりましたが、最終的に聞き取り完了者は654名、態度保留者が161名、聞き取り辞退の御遺族が204名となっております。

また、生きた証プロジェクト推進事業の今後の取り組み方法とスケジュールについてですが、生きた証プロジェクトの地元委員から、本年度も引き続き残された犠牲者の聞き取りを継続したい旨の強い要請があり、町としても態度保留者など、残された犠牲者の聞き取り調査の必要性を鑑み、平成27年度予算の繰り越し分を充当し、本年度聞き取り調査を継続することとしたものであります。

なお、聞き取りに当たっては、本年度は地元委員を構成メンバーとする生きた証プロジェクト協議会が立ち上がり、これに町が委託する形態とし、町民と一体となった公民連携体制にて事業を推進しているところであります。また、昨年度までの聞き取り実施分については、町において年度内をめぐり回顧録を発行することとしております。

次に、行政と住民の協働によるまちづくりについてお答えをいたします。

1点目の御質問ですが、デザインノートは、平成26年3月に学識経験者や町議会議員、地元代表者で構成される大槌デザイン会議が、大槌町の復興まちづくりにおける「公共空間や施設のデザイン方針」として、また町方、沢山、小枕・伸松、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板の7地区のまちづくりやデザインの方針として、住民等の意見を聞きながら取りまとめたものであります。これを踏まえ、町としては、デザインノートに示された方針や住民意向などを、土地区画整理事業や防集事業等で整備する道路や公園などの公共施設の設計にできるだけ反映をさせてまいりました。また、基盤整備後の良好な町並み誘導に向けて、平成27年6月に公表した景観形成ガイドラインなどに反映させております。

町といたしましては、デザインノートは復興まちづくりを進めていく上での貴重な提言と捉えており、財政面での制約や管理上の課題もあるものの、今後もデザインノートに記載された内容を踏まえ、防災性が高く、快適なまちの実現に向けて努力してまいります。

2点目の御質問ですが、バスや鉄道に関する公共交通については、現在、公共交通網形成計画の策定中であり、アンケート調査やワークショップによる意見を参考に、大槌駅の駅舎のあり方や、県交通や町民バスとの連携による公共交通のあり方、将来の運営費用の検討をしております。

3点目の御質問ですが、マイレールの取り組みについては、高校生などの通学だけではなく、通勤や小旅行などで活用していただけるよう、大槌駅へのバスのアクセス改善や三陸鉄道や県と連携した旅行商品の提供などを通じて、地元の方へ利用促進をつなげてまいりたいと考えております。

なお、三陸鉄道とのかかわり・支え方については、当町は県やほかの沿岸市町村と同様、鉄道施設の維持管理者であり、株主の1人として三陸鉄道の経営の一翼を担う存在であるため、設備改修や運営費で将来負担が発生する見込みであります。

○議長（小松則明君） 震災検証室長。

○震災検証室長（小山雄士君） それでは、検証範囲や検証内容等につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

震災検証の範囲につきましては、震災で多くの役場職員が犠牲になった原因を検証するものでございまして、震災当時に在職しておりました職員をヒアリングの対象としておりますが、場合によってはそれ以外の方もあり得ると考えてございます。

次に、検証内容につきましては、多くの役場職員が震災の犠牲になった原因を探り、今後の防災対策に生かしていくため、震災以前の防災や危機管理についての役場の体制、職員の意識、震災当時の活動状況について調査してございます。

進捗状況でございますが、台風10号により9月定例会の延期がございました関係で、ヒアリングが当初の予定から1カ月ほどおくれでございます。現在、現役の職員に対するヒアリングにつきましては、71名中ヒアリングを望まない方を除き、37名について終了してございます。

今後の進め方でございますが、ヒアリングの継続と当時の状況の確認等の作業を踏まえ、原因についての検討に入り、報告は予定どおり6月を見込んでございます。以上でございます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） それでは答弁いただいた順に再質問させていただきます。

まず震災検証についてですけれども、再質問の具体的な内容に入る前に、答弁いただ

いた中身についてちょっと理解が十分でないところがありますので、その辺の再説明という形でお願いすることになると思いますけども、冒頭今回御回答いただいた中で、前回の検証の目的は地域防災計画を中心に今後の防災対策の方向性を示すという答弁だったんですけど、この辺の意味がよくわからないので、まず1つ目、この辺を具体的にどういう意味なのかというのは、これは危機管理室になるかと思えますけども、御説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

先ほど御質問がありました災害対策の方向性を示すということでございますが、3.11の震災以後に大槌町地域防災計画の見直しを進めていく上で、やはり防災計画の中では発生し得る災害を実態に即した形で計画の見直しをしていくべきというふうに捉えておりまして、震災前の地域防災計画におきましては、大きなところでいきますと平成7年の1月17日に発生しました阪神淡路大震災の災害の規模をベースとしまして、後に全国各地で発生しました災害等の状況を踏まえながら、都度修正を加えてきたものでございます。

3.11に関しましても、一般的にこの未曾有の大災害というふうに言われておりまして、震災前に当町で持っておりました地域防災計画は、3.11のレベルを想定したものではなかったことから、3.11の状況を全体的に情報を集めまして、専門委員と、あと委員の方からどうあるべきかという意見、あとはどうしたらいいかという部分の諸課題を挙げていただくために実施をした検証であります。以上です。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 危機管理室長のほうからの答弁にちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

25年に実施した検証でございますが、基本的に議員も中身をごらんになっているとは思いますが、改めて御説明のほうさせていただきたいと思っております。

基本的な考え方は室長が申したとおりでございます。

中身につきましては、災害対策本部についての検証、あとは大槌町全体の部分での検証ということで、11項目検証しております。地震津波の想定、情報の収集伝達、津波襲来前、津波襲来後、救助・救急、消火活動体制、避難行動、避難誘導、避難所運営、物資・燃料等の備蓄支援、要援護者支援対策、災害医療活動、災害対策本部機能、最後に

防災教育・防災訓練という項目立てで、11項目の項目立てで検証を実施してまいりました。

取り組みにつきましては、行政側といたしましては国・県、周辺市町、防災関係機関及び町役場関係の人員及び地域住民ということで、被災した地域における住民の方々、地域住民組織の方の代表でありましたけども、そういった住民の方につきまして、メンバーに入ってくださいまして、検証してきたということでございます。

先ほど室長が申しましたとおり、この25年度版の検証は、例えば行政、例えば役場職員の災害対応の問題点はどこにあったのか。そして、その原因は何だったのか。そして、その問題点を解決するための防災対策の方向性という形の3本柱で検証しております。

地域住民の部分につきましても、同じくどういったところに問題・課題があったのか、その問題・課題はなぜ発生したのか、そして問題点を解決するために、防災対策の方向性を示すという組み立てで検証を実施しているということでございます。その結果を大槌町の地域防災計画に反映しているというような内容の検証であったということを確認させていただきます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 今の説明ですと、まず地域防災計画が震災前にありましたと。

東日本大震災を経験して、その経験・実績から何が問題だったのかを見直すという作業が前回の検証作業の内容だったというふうに理解しました。

その際、対策本部のみならず、町全体の構造についてもあわせて検証したという御報告だったというふうに理解しますが、それを踏まえて、現在行っているその検証作業というのは、従前のものと比べまして何が違うのかというのをもう一度詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 前回の25年度に実施した検証と今回の検証は何が違うかという点でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたが、25年は問題・課題は何があったのか、そしてその原因は何だったのか、そしてそれを解決するため地域防災計画でどういったことに取り組まなければならないのかという形で検証してございますが、今回、今年度取り組んでおりますのは、先ほどの検証室長の答弁にもございましたが、役場組織の体制にどこに問題があったのか。そして、一番重点に置いているのはその意識、心理の部分でございます。基本的にマニュアル、当然地域防災計画の中でマニユア

ル等、3.11の反省を踏まえてマニュアル等も策定しております。ただ、そのマニュアルがあっても、基本的にその意識、心理の部分でその改善が図られない限り、それが有効に生かされないということも事実だということをございまして、今回取り組んでいただいているのは、意識、心理の部分でこういった問題を抱えていたのかという部分を掘り下げて検証していただいているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 前回の震災検証は、地域防災計画の具体的な行動に対する見直しに対して、人間としてのその意識、心理の動きまでメスを入れた検証だということなんですけれども、検証をするに当たっての調査範囲は、旧職員も含めて、役場職員だけに限定されるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 震災検証室長。

○震災検証室長（小山雄士君） ヒアリングの範囲につきましては、当時の状況以前ということで調査といたしますか、知りたいと思っておりますので、当時在職した職員の方々、これは現役・OBに限らずお願いしたいと考えてございます。

ただ、今総務部長からも話ありましたけど、さまざまな面から光を当てなければいけないと思っておりますので、そのための資料もしくは状況を把握する必要がある場合には、それに限らずヒアリング、もしくは文書等物的なものの調査といたしますか、調べることがあり得るというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） とりあえず予定では、ヒアリング対象範囲としては当時の職員も含めてということですが、その進捗のところ、先ほど御答弁あったのは現役の職員に対しては今37人について終わっていると。今行っているのは現役の職員だけで、これからそのOBも含めてヒアリングをしていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 震災検証室長。

○震災検証室長（小山雄士君） 議員御質問のとおりでございます、より具体的に申しますと、今のスケジュール感ですと1月に現役の方々を全て終えたいと思っております。これからOBの方々への御案内等につきましては、総務のほうとも相談しながら、どのように進めるか、検討といたしますか、話をしながら進めてまいりたいと思っております。

今のところ、感覚的なものでございますけれども、2月以降にOBの方々にお願

るようなことになるのではないかなと、私の腹づもりではそのようになってございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） アウトラインは大体見えてきましたので、もう少し入り込んだところで再質問したいんですけども、今回のそのヒアリングの範囲というのは、役場職員、OBも含めても役場職員ということになると、検証範囲が限定されてくると思うんですが、1回目のときは災害対策本部のことであったり、町の全体のことであったりというところまで範囲は広いところをターゲットにしていたと思うんですけども、今回職員だけとなると、旧役場周辺であるとか、あるいはその役場職員が行動した範囲、例えば一時避難所ですか、避難場所ですね、避難場所とか、そういうふうな場所に限定されると思うんですけども、その範囲の考え方が今回違っているというのはどういうことなのかというのを教えていただきたいんですけども。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 今回は、先ほど申しましたとおり、確かに役場の部分とヒアリングというのはメインにはなっております。先ほども私のほうから申し上げましたが、意識、心理という部分でございまして、確かに役場職員も災対本部、役場職員イコール災対本部ですが、その前に一住民でもあるということもございまして。

そういった観点で、最終的な報告は検証室長がまとめるので私がどうのこうののではないんですけども、私が考えるにはこの意識という部分、心理という部分をヒアリングによって聞き出すことによって、私は町民の方々、千何百人お亡くなりになっているわけですけども、その方々に今現状で聞くこともできないわけでございますけども、意識の部分はこの報告、どういう結果の報告になるかわかりませんが、その意識の部分を見ることによって、町民の方々の意識という部分の類推は可能ではないかというふうに個人的には考えているというところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 今、答弁にあったとおり、まさにそのところも聞いたかったんですけども、どういうアウトプットになるのか今の時点でよく見えていないというところが、これは我々議員も町民もそうだと思うんですけども、小山室長1人で今作業をされてるやに伺ってますけれども、このアウトプットというのがどういう形になるのかがよく見えていない。1回目の検証は地域防災計画の問題点の検証であった。2回目はその心理の部分に入り込んでということなんですけども、心理の部分に入り込んで何

をアウトプットしようとしているのか。どういう結果を見せようとしているのかというのが全く見えてなくて、その辺のところはちょっと心配なんですけれども、1回目の検証のときにも、事象を検証したけれども問題があった、深掘りがされていなかった。では再度見直しましょうになっているんですけれども、今回2回目のこの検証をしていく中で、途中経過がわからない状態で、最後の検証結果が来年の6月に出了、それまでの経緯なりどういう内容で進めているのかというのは今見えてないんですけれども、そこを現時点なり途中なりで開示するというようなプロセスは必要ないのでしょうか。というのは、出てきた結果でやはりこれでは不十分だとかというのが6月になって初めてわかるという状況はあまり好ましくないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 震災検証室長。

○震災検証室長（小山雄士君） 議員御指摘の御心配、私もごもつともだとは思いますが、今37名の方にヒアリングしまして、私もヒアリング開始する前はいろんなその要因といいますか、背後にある要因というものもある程度の想定はあったわけなんですけれども、やっぱり聞きながらこれは違う、これはそうだ、また新たな要因みたいなものも出てきているのが実態でございます。つまり、おおよそ100人という数字を当初ヒアリング対象者として出しておりますけれども、恐らくその全てを終えないと、やっぱり最終的にこういう背景があったんだろうなというのは言いにくいのではないかと実際感じております。

途中経過ということにつきましては、検証の中身について途中でちょっと出しにくいのだろうと私自身は思っております。最後出したから終わりということではなくて、逆に出した時点でこういう突っ込みも必要だったのではないかと御指摘に私がお答えできるのかできないのかという点もございますけれども、そういう中で、改めてその点についてまた調べてみますかということがあり得るのかどうか、ちょっと今私も何とも言えませんが、少なくとも今の検証の進め方ですと、中間報告的なものはちょっと出しかねると私は思っておりました。以上でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 内容がどういう内容になるのかよく見えてないので、細かく質問しにくいところなんですけれども、今までの話を総括すると、1回目の検証で事象をまず検証しました。2回目では、そういう行動をとったのはどういう内的な心理があっ

てそういう行動をとったのかということまでメスを入れるというふうに理解しましたが、そういう検証になるんだ、そういう最終報告になるんだという方向性だけでも一旦示さないと、全くどういう結果が出るのかという、どういうアウトプットになるのか、どういう形になるのかというのが見えない状態で、何もせずに来年の6月まで待つというのは、これはちょっとリスクがあるんじゃないかなという気がしますけれども、具体的な内容の中間報告は難しいにしても、例えばこういう考え方で、1回目は事象だけだった、今回はそれに内面的な心理状態もつけ加えた状態で、こういう行動をとったのはこういう考え方だった、こういう当時の心理状況だったというのを突き合わせて最終的な結論を出すんだというような方向性だけでも途中で示したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 震災検証室長。

○震災検証室長（小山雄士君） その件につきましては、今ヒアリングのベースがございますので、それに基づきましてお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、心理というものがクローズアップされておりますけれども、それに限らずその背景をかなり広く捉えたいと思っております。

そういった意味で、そのときどう思ったのかというようなことも当然入ってくるというところでございますけれども、例えば津波に対するイメージというのも、前回の検証でもとられているんですけども、それがなぜそのイメージを持つに至ったのかとか、例えば災対本部なり、もしくはその災害対応という意味で、避難所の誘導、もしくは避難所対応といった行動をとっている職員もございます。そういったときの、そういった行動をとるに至った状況とは何だったのか。つまり、行動を生じさせるような当時の状況。これは指揮命令とか情報とかも含めて、どういった環境にあったのか。

それから今申しました津波に対するイメージとか、それまでの役場の危機管理体制なり防災対策の体制みたいなものについて今検証しておりますので、そういったものを総合して結果的にどういったものが出てくるのかというふうなことを、今ヒアリングから導き出そう、探ろうとしてございます。ちょっと雑な説明だったかもしれませんが、そういったところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） そういう方向で今進んでいるということなんですけれども、もう一つ気になっているのは、当初、この震災検証室として震災検証作業を行うときに、複数

人で小山室長のサポートに入って、複数人で作業を行うというふうに聞いていたんですけど、今、実際は1人で作業をやっているというふうな状況だと思います。

結論として出てくるものをイメージしたときに、今1人でやっているということになると、いろんな方からヒアリングをして、その内面的なところまで入り込んでもしきたら調べるかもしれませんが、そのときに、わかりやすく言うと1人で行うことによる客観性というのは保たれるのかなど。複数人でやればいいというものじゃないと思うんですけども、1人でやる以上はあくまでも主観でまとめるような形になりはしないかというところを心配しているんですけども、その辺は室長もしくは町長、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 検証室長に就任していただく際に、当然、事前に町長の意向、あとはそういったものも踏まえて、事務方の私のほうも検証室長のほうと協議のほうはさせていただいております。

その中で、小山室長のほうにうちのほうとしてもこういった形で、当初、先ほど議員おっしゃったとおり複数人とかという形も話はあったんですけども、検証室長と、小山さんのほうと話をする中で、現体制で臨みたいという意向がありましたので、その体制という形で現在に至っているということで御理解のほうをいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 震災検証室長。

○震災検証室長（小山雄士君） 今の総務部長の、私の意向というお話がありましたので、少し詳しく説明させていただきますと、ヒアリングをする上で、町の職員の方々ですので、同じ町職員の方々がやっぱり同席するような格好では話しにくいこともあろうというのが1つ私の考えとしてございました。複数人、そういう第三者といいますか、ある意味客観性を持った方々がいることのほうがいいのは議員御指摘のとおりでございますが、なかなかそれもかなわないという状況でありますので、非常に個人的な発言で恐縮ですけども、極力客観性を持つように、主観を交えずという言い方はおかしいかもしれませんが、そういった目で取り組むように頑張ってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） わかりました。個人ではあるんですけども、できるだけ客観的という意識を持たれて作業するという事なので、そこはぜひ期待したいと思います。

震災検証を行う目的としては、未曾有のああいう体験をしたわけですから、多くの犠牲者を出してしまった原因が何なのかとか、その辺の理由を明確にして、今後ああいうことを繰り返さないため、犠牲者を出さないためにどんな対応が必要なのかというところまで突っ込んだ結論を導き出していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう一つ、生きた証についてですけれども、これまで大学の先生とか外部識者の協力を得ながら作業を進めてきたと思うんですけども、今後地元の、以前のいわゆる水先案内人と呼ばれる人たちが中心となって作業を進めるようなことになると思うんですけども、この辺の作業体制が変わった背景というのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（小松則明君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 昨年度までは、今町長が答弁されましたとおり岩手大学への委託でございましたけれども、一応昨年度で岩手大学への委託事業は完了ということで、その後につきましては、町民の方々の強い継続したいという思いもありまして、かつ、町としてもその態度保留者、残された犠牲者の聞き取り調査をするという必要性を鑑みて、町民主体の事業とするということに至ったわけですが、その理由としては幾つかあるんですけど、一番大きいのは今年度に聞き取りが必要だということで、保留になった方々が161名、約160名ございます。その方々は、2年前に接触した際にちょっと保留にさせていただきますというふうになった方でありまして、かつ、それから2年の間に何度か接触いたしまして、協力させていただけるのかどうかということをやってきた御遺族の方々でございます。すなわち、それぞれ御遺族の御家庭の事情とか、それから御遺族の、あるいはその亡くなった方々の思いを含めて、さまざまに心が揺れ動いているという状況が現在の161名という保留者になっているというふうに認識をしております。

この方々への接触は、やはりこれまで岩手大学と事業を一緒に、行動をともにしてまいりました水先案内人の方々、これが現在の事業のメンバーであります。この方々が実際に行動されている中で、やはり保留となった方々への信頼関係というものがこれから進めていくには必要だということを強く感じた次第というふうに聞いてございます。そういうことがありまして、より町民の、御遺族に近い方々、お顔を知っている方々、そういう方々がこれから接触していくことが望ましいというふうに考えたのが、今回の町民主体による事業というふうな大きな理由になったものでございます。以上です。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 住民主体で、住民の要望もあって住民主体の体制で進めていくという体制になるという御答弁でしたけれども、この事業はなかなかデリケートな問題でもあるし、その前にただ単に遺族のお話を聞くといっても、素人ではなかなか難しいスキルを要するようなどころもあると思いますので、水先案内人、地元の間人だけに任せるんじゃなくて、その辺のサポートもしっかりしていただきたいと思います。

先ほどの震災検証も含めて、この生きた証の事業についても、今申しましたとおり非常にデリケートな作業です。特に生きた証については、亡くなった方を記憶に残したい、記録に残したいと思う人ばかりではありませんので、遺族の中には思い出したくないという人も当然いると思います。またあのときの傷をえぐるのかというふうに考える人もいますので、そういった遺族感情、個人個人の、一人一人の遺族感情には十分配慮した上での作業を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きましてデザインノートについてですけれども、町長からデザインノートをベースにして、予算的な問題もあるだろうけれども、できるだけこれに沿った形で進めていきたいというありがたい言葉をいただきました。デザインノートについては、御存じのとおり地域住民が本当に真剣になって作り上げた、自分たちの町をどうしようかという思いで作り上げた計画になっています。

例えば小枕地区であると、低地から短時間で、今度高台に町ができるわけですけども、短時間で上るための階段を設置してほしいとか、赤浜地区については昔あった砂浜をぜひ復活させたいとかというような住民の思いが詰められた計画になっています。

例えば、町全体で見たときにも、道路計画をつくるときには、最初にあったのは震災を経験して高台に避難しやすいような避難道路という視点での道路網の整備計画をつかったというふうに記憶しています。それを実現するに当たってなんですけども、実行するに当たって、今、着々と工事を進められていると思うんですけども、例えば安渡地区については、昔のメーンの通りについては、安渡小学校は桜の木もなくなったことだし、通り沿いに桜の木を植えようとか、遊歩道をつけて住民が楽しく散策しやすいようにというような思いを込めてできた計画になってますけども、先日、今仮設で供用されてる道路を見てみますと、そういうスペースがとれるのかなという、素人目に見て感じたんですけども、今のファミリーマートのあたりですか、あの辺から入って昔の3丁目のほうまで行く、まさにメーンの通りはそういう構造にするというデザインになっているんですけども、そういうふうに本当になるのかという疑問がわきました。その辺のどこ

ろはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） デザインノートの関係でございますが、安渡地区、今お話がありましたところ、ちょうどファミリーマートのところから旧県道がございまして、そこを今整備を進めているところでございます。基本的には旧県道に沿って桜並木をつくっていきこう。道路をつくってその脇に緑地帯を整備して、そこに桜を植えていくということでデザインノートに記載されております。基本的にはそれに沿うような形で今事業を進めているところでございます。

ただちょうどファミリーマートから上がったあたりを工事しておりますが、現状では今道路の部分、これは区画整理事業で整備しておりますけど、道路部分を整備しております。追って津波拠点側の盛り土をしていく形になってきます。この盛り土の部分で緑地帯をつくっていきこうという形になります。

内容的には、基本的にこのデザインノートに沿った形でやるんですが、やはりいろいろ事業を進めていく中で調整が出てきておるところがあります。当初全体的に遊歩道をつくるという想定で考えていたんですが、一部遊歩道がちょっと難しい部分も出てくる。当然車道の脇に歩道がつかますので、歩道はあるわけですけども、緑道というか、そういったものの整備が一部難しいところも出てくるという状況でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 今の時点でそのデザインノートに書かれているものと、最終的にでき上がるもののイメージがわからないので、何ともコメントのしようがないんですけども、そういった計画の変更があるのであれば、あれだけの時間をかけてつくったものですから、でき上がったものを見て住民ががっかりするようなことがあると、これは大変なことになると思います。

先般の大槌湾沿いを対象にした防潮堤の説明があったとき、ある小枕地区の方から、デザインノートの中では、防潮堤については震災の経験を踏まえて水門は要らないというコンセプトでつくったにもかかわらず、実は水門が何か所か結果としてできているというような話を伺ったことがあります。これが事実としたらちょっとゆゆしき事態で、そういった計画と実行とで差が出たのはなぜかとか、そういう議論にもなってくると思います。

私が、その安渡の例についても、その小枕の水門の例についても、取り上げたのは、

震災後に仮設住宅での生活をしながら、言ってみれば事業のおくれによる焦りと不満の中でありながら作り上げた計画であったと。住民としては本当に一生懸命考えてつくった計画だと思います。何とか実現させたいと思ってつくった計画。そこには町職員も入っているし有識者も入っているという形で、かなり完成度としては高いもの、実現性の高いものという認識をしています、その計画自体が。そうしたときに、実際ふたをあけてみたらでき上がったものが違うものになったとなると、これは住民としては非常に反発感を持つと思います。そういう時期、仮設住宅のいろんな不満がある時期に、そういう住民を集めて計画をつくった。でも、実際は違うものだった。では、あの計画というのは、結局はその途中でガス抜きだったのかと思われたら大変なことになると思いますので、これからのまちづくりでやっぱり町行政、行政側と住民側とはやっぱり足並みをそろえて、協働でまちをつくっているんだ、つくっていくんだという意識が今後重要になってくると思いますので、そういった感情を持たせないような取り組み、もし計画変更が必要なのであれば、変更が必要となった時点で、変更が必要になって着手してからじゃなくて、変更が必要だというのがわかった時点で住民にアナウンスするなりという形で周知をする。そういったことによって、住民との信頼関係を保ちつつ事業を進めるという姿勢が必要だと思いますけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 水門の件でございます。

これ陸閘と呼んでますけども、この部分は当初の時点で、水門を閉めに行った消防団員が多く亡くなったということで、水門はつくらない、陸閘はつくらないというような方針でデザインノートはつくられてございました。

ただ実際問題工事を進めていく中で、漁港を利用する漁業者の方々から当然そこに行く道路が必要だというような話が出ております。実際その水門については、今のところは自動でそういった被害が出ないように、自動で閉まります。さらにその陸閘についても、今回つくっているのは、要するにもともとの高さの防潮堤の部分に陸閘はつくりますけども、14.5、いわゆるその津波時に重要になって閉めなければならないといったような防潮堤の部分に陸閘はつくっております。

そういう中で、実際ある程度の住民の意向を考えた上で、斟酌した上で、そういった変更は確かに幾らか行ってございます。そういったことは置いておいたとしても、これ

からだんだん公共施設の設計がどんどんできてまいります。町なかでは今公園とかできてますけども、これは結構デザインノートに沿った形でつくってございます。今後安渡とか、あと吉里吉里地区もそうですけども、赤浜地区、そういった公共施設のこれから整備に入ってまいりますので、それについては住民の方々と十分このデザインノートをもとに協議を進めながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） わかりました。

小枕地区の水門もつくりたくないという思いとしては、恐らくその水門を閉める作業をこれからはやりたくないということなので、それが自動で閉まるということになると、その意図は反映されてると思いますので、それはそれでいいと思うんですけど、そういう形に変更になったということ自体の説明がされていないということなので、そこは説明さえすれば理解してもらえることだと思いますので、そういったところで距離が離れないような対応をとっていただければなというふうに思います。

最後に今後の復興協議会に関してですけれども、きのうの一般質問等の同僚議員の中からもいろんな話が出ました。これからできる大槌駅に関してはどういう形にするのかとか、バス路線の話だとか、これからの大槌ことを考えると交流人口をふやさなければいけない、観光客も視点に置かなければいけないというそれぞれのテーマでいろいろ議論がされていると思いますけれども、私が思うのは町民自体の、一人一人の日々の暮らしやすさということも重要なんですけども、今申し上げたとおり交流人口という、交流人口の拡大という視点も必要になってくるんだろうなと思います。

そういう目を見たときに、個々の課題として、駅は駅のあり方をどうするか、バス路線はどうするか、観光資源はどう発掘するか。いろんな個々の課題はあるんでしょうけれども、それを総合的に、それぞれの課題を有機的に結びつけて、これからの大槌として、外から来る人も含めて内側に住む住民の住みやすさも含めて、総合的な計画として見るという視点が今ないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう意味でも、今までの公共施設のハードづくりという意味でのデザインノートをつくる、復興協議会の位置づけというのはそういうところにあったというのは、それはそれで理解するんですけど、今後のそういったまちづくりという視点でも、復興協議会という位置づけはますます重要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、1つの目で見ただけじゃなくて、いろんな機能を複合して、それを有機的に結びつけてという視点で

の議論というのは必要になってくるんじゃないかなと思っておりますけども、そういった視点での復興協議会の取り組みについて、今後どういうふうにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 復興協議会の今後のあり方ということでございますが、現在、これまで中で、例えばデザインノートの関係であったりとか、あとは町全体をどうするかといったようなことを、総合計画をつくっていく中で住民合意形成を得るために復興協議会を開いて、町全体のガイドラインなり計画を策定してきたといったようなところでございます。

これにつきましてはいわゆる総論的な議論という形になりますので、これを実際に事業化していくに当たって、個別の分野の内容、あるいは検討の中で、こういったような形で実現できるのかといったような各論の部分で、それぞれのコミュニティーの計画、あるいはハード整備であればまちづくり懇談会、あるいは駅の関係であれば駅の関係のワークショップなり計画なりという形で個別の計画に落とし込んで今実施している段階にあるというふうに認識してございます。

その関係もございまして、復興協議会の位置づけとしてはその重要度は当然減少してきていると、役割が減少してきているといった部分でございまして、今後はその進捗状況の説明は当然必要だとは思いますが、改めてまちづくりをどうするかといったようなことにつきましては、人口減少や交流拡大の関係につきましては当然総合戦略の中でやっていく形になりますので、個別のそれぞれの計画に落とし込んで、その中でこういったような具体性のある、あるいは実行性のあるものにしていくかといったようなことを検討していく段階に入っていると考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ハードの計画はアウトラインができたので、あとは実行するだけということなんですけども、私たちはそういう認識は余りしてなくて、ハード自体もまだ不完全じゃないかなというふうに思っています。

そういった意味で、本当にそうなのかということも含めてこれから復興協議会等は開催されていくと思いますけども、もう少し突っ込んだ議論ができるような体制にさせていただきたいというふうに要望します。

その中で、例えば今ありました駅に関しても先般の質問でもありました。新駅の構想

等も一般質問でも出させてもらいましたけれども、この辺の進捗というのは今どういふふうになっているのか、これからの進め方はどういふふうになっているのかというのを、総合政策課長になりますか、答弁いただければと思います。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 安渡地区への新駅の検討の状況なんですけれども、現在、公共交通網形成計画というのを策定しているというのは昨日からお話をしております。その中においても、今回のその安渡地区への新駅の設置の検討というのは盛り込んでおりました、今検討中でございます。

検討する段階では、やはり位置が、大槌駅との関係、位置関係の問題であったりとか、あとは駅を設置するに当たっての技術上の基準であったりとか、あと施工上の課題もあります。この施工上の課題というのは、現在の安渡地区の線路については勾配が25パーミルというところで、1,000メートル行って25メートルの勾配がありますよというような、そういったところがございます。そうすると、その状態ですと今の基準であると駅の設置というのは技術的になかなか難しいと、そのままでは難しいということではあります。過去においてはJRから第三セクターに移管した路線で、この25パーミルよりも急勾配のところでも新駅の設置が認められたというような、そういったところがインターネット等で紹介されております。

ただし、実際運行するのは三陸鉄道であり、許可をするのは国土交通省ということになってきますので、まずは三陸鉄道とその辺については相談をしなければいけないと思っておりますし、駅の設置の検討については住民の意見等も必要と思っておりますので、この計画の中で住民を交えて相談する機会を設けたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） わかりました。ハードルは低くはないと思いますけれども、実現性がないわけではないという御答弁だったと思いますので、引き続き検討のほうお願いします。

新しいまちづくりはこれからも続くわけですが、最も重要なのは住民がどういう町にしたいかという視点だと思います。ただ、住民の要望だけではできないと思いますので、そこには行政側の専門的な視点も必要だし、場合によっては有識者による合理的な方向性、合理的な施策というのはどういう方向なのかというのをお互いあわせながら進めていけば、住民も納得しながら計画が進められると思います。

第3期の実施計画については、きのうも話ありましたが、町の形ができ上がる最後の取り組みになります。住民との協議、納得感が必要だと思いますので、きのうも話がありました行政と住民とのキャッチボール、正しいキャッチボールをしながら復興計画最後の期を進めていただきたいというふうなことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（小松則明君） 以上で、佐々木慶一君及び第4回の一般質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後0時05分

○

再 開 午後1時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第2 報告第8号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第8号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 次のページの専決処分書をお開きください。

1. 契約の目的、安渡地区公民館・避難ホール建設工事。

2. 契約の相手方、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号前田建設工業株式会社東北支店 執行役員支店長 五十嵐 勝美です。

今回報告する内容は契約金額の変更でございます。変更前の契約金額9億6,984万円を、145万8,000円増額して9億7,129万8,000円に変更するものであります。

専決処分年月日は平成28年11月22日です。

参考資料をごらんください。

工事場所、上閉伊郡大槌町安渡二丁目地内。

工事期間、平成27年7月17日から平成28年11月30日まで。

変更理由は、消火ポンプ室に内部から入ることができる扉を設置するよう審査機関から指示を受けたため、鋼製扉を1カ所追加したこと。それから、西側屋根とNTT架空線が干渉し、工事に支障を来すことが判明したため、架空線のつけかえを行ったこと。そして共用部及び公民館棟の南側基礎と埋設給水管が干渉し、工事に支障を来すことが

判明したため切りかえを行ったことであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 参考までに、消防団に在籍した経験から、この消火ポンプというものについて説明していただければと思います。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） 御説明いたします。火災が発生した際に、屋内消火栓というものがついております。そのスイッチを押しますとポンプが働きまして、屋内消火栓から水が出るというふうになっています。そのポンプでございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号を終わります。

○

日程第 3 議案第 95号 大槌町避難ホールの設置及び管理に関する条例の制定
について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第95号大槌町避難ホールの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第95号大槌町避難ホールの設置及び管理に関する条例の制定について説明いたします。

次ページをごらんいただきます。

第1条は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく、公の施設としての設置及び管理に関する必要事項を定める規定でございます。

第2条が、当該施設は災害時における住民等の生命と身体の安全を守り、地域防災力向上の用に供するため、設置する規定であります。

第3条は、名称及び位置の規定となり、名称が安渡避難ホール、位置は大槌町安渡二丁目11番1号。

第4条は管理の規定となり、大槌町の管理であります。

第5条は、災害時における地域住民その他避難を必要とする者の避難施設として使用し、平時には地域住民の防災訓練、その他防災に関する各種行事に使用できる規定であります。

第6条が損害賠償。

第7条は委任の規定となります。

なお、附則は施行日の規定となり、公布の日からとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第95号大槌町避難ホールの設置及び管理に関する条例の制定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 4 議案第 96号 大槌町東日本大震災津波物故者納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第96号大槌町東日本大震災津波物故者納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） それでは、議案第96号大槌町東日本大震災津波物故者納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

資料2枚目の条例本文をごらん願います。

第1条の条例の目的につきましては、大槌町東日本大震災津波物故者納骨堂の設置及び管理に関し必要な事項を定めることとしてございます。

第2条及び第3条は、本条例で納骨堂を設置すること、納骨堂の名称及び位置を定めるものであり、施設名称は大槌町東日本大震災津波物故者納骨堂としてございます。

第4条は焼骨の引き渡しの規定でございまして、身元が明らかになった場合は、相続人や扶養義務者、または親族の求めに応じて引き渡す手続を定めるものでございます。この条文につきましては先月の全員協議会でも御質問があったところですが、焼骨の引き渡しには、警察で遺骨や所持品、遺灰などの所持品の引き渡し手続が必要でありまして、これらの整合性をとる必要があること。それと、条文検討の際、親族につきまして

は本来同居の親族とすべきであるところでございますが、同居の親族全員が亡くなっている場合も想定しまして、同居以外の親族まで引き取り請求者の範囲を拡大した経緯がございます。親族が遠縁である場合など、引き取りが難しいケースも想定されることから、本条例で引き取り義務を課さずに、求めに応じて引き渡しをしようとするものでございます。

第5条及び第6条は、納骨堂における使用の許可及びその取り消しについて規定してございまして、第7条では納骨堂における行為の禁止を規定しております。

第8条は損害賠償について規定しております。

第9条は規則等への委任規定でございます。

なお、本条例の施行につきましては、納骨堂に焼骨を納めるための開所式を来年2月19日に予定してございまして、同日から公布することとしてございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 簡単な質問でございますが、さきに可決された安渡ホールの管理は、避難ホールは大槌町が管理するということが明記されてますが、今回の納骨堂ももちろん大槌町が管理されると思うんですが、その管理の条項をこの条例の中に入れなくてよろしいのかというところですよ。条例の名前が設置及び管理に関する条例ということになっているわけでございますが、さきに議決されたものは、避難ホールは大槌町が管理すると記されておりますし、今回は見えないというところで、管理は大槌町というのはわかるんですが、記すべきか記さなくてもいいのかというところを、簡単なお尋ねでございます。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 確かに管理をするというふうに明記すれば丁寧な規定になるかと思いますが、管理につきましては地方自治法上で定める施設ということで、当然町管理が予定されている施設でございますので、特段そういった部分がなくても町が管理するというように読めるかと思っております。

○議長（小松則明君） よろしいですか。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第96号大槌町東日本大震災津波物故者納骨堂の設置及び管理に関する条例の制定を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 97号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第5、議案第97号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) それでは、議案第97号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページ新旧対照表をごらん願います。

第1条の規定中、改正前、第4条第2項中の下線部分100分の155を、改正後、下線部分100分の170とするものであります。

第2条の規定中、改正前、第4条第2項中の下線部分100分の155及び100分の170を、改正後、下線部分それぞれ100分の162.5とするものであります。

附則については、1、平成29年4月1日から施行する。2、第1条の改正後の規定は、平成28年12月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。
討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第97号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 98号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を

改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第98号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） それでは、議案第98号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページ、新旧対照表をごらん願います。

第1条の規定中、改正前、第8条第2項中の下線部分100分の155を、改正後、下線部分100分の170とするものであります。

第2条の規定中、改正前、第8条第2項中の下線部分100分の155及び100分の170を、改正後、下線部分それぞれ100分の162.5とするものであります。

なお、附則については、1、平成29年4月1日から施行する。2、第1条の改正後の規定は平成28年12月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 先ほども申し上げればよかったんでしょうけど、ここで言わせてもらいます。

これは人事院勧告に従っての改定ということは理解できております。この人事院勧告に関しては、世の中ではいろんな意見が分かれるところもあるかと思います。それで、この後に続く99号でも職員の給料の改定部分があります。それで1点だけ気になるのは、過日のワクチン問題できちっと処分等、責任問題がきちっとここで明確にされない中でこの給料改定はいかかなものかと思うんですが、その辺について当局の見解があれば。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議員御指摘のワクチン問題関係でございます。

大変申しわけありません。その対応につきましては、平成16年11月に規定しております大槌町職員の懲戒処分及び公表の指針に基づきまして、この規定に基づきまして、現在、ワクチン関係の状況の報告のほうを書面で担当部局よりいただいております。

この後、この内容を踏まえまして、総務課側として関係職員等にヒアリング等を実施する段取りで考えております。その後処分の該当になるものであれば、当然今までの前例、また他市町村の動向、また過去の全国的な判例等を参照した上で事務局案をまとめ

まして、その後大槌町職員懲戒分限審査委員会のほうに諮問いたしまして、内容を決定するという運びで手続を進めてまいる予定であります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 手続の段取りはわかりました。ただ、このワクチン問題が発覚してから相当の日数がかかっているわけです。それからこのワクチン問題の説明の中で、震災後の経緯がはっきりしてないということもあります。震災以前はきちっとワクチンの記録がとられ、またはその担当者がノートをつけて、例えば担当者が変わるときにはそのノートが次の方へきちっと渡されて説明がなされていたという話も伺っております。ただそうした経緯を踏まえたときに、震災後にどうであったのか。その辺まで踏み込んだ内容でもってその処分の検討がされるのかどうか、その辺も含めて説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 職員の関係の処分、これはかなり重いものだと当然考えておりますので、生半可な気持ちでは対応できないと思っております。

ただ、状況がどうだったのか、その辺の背後関係も含めて、関係する職員等に事情を聴取した上で対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 議長、ここで暫時休憩を求めたいと思うんですがいかがでしょうか。この件に関して議員でちょっと検討したいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時33分

○

再 開 午後1時49分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第98号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 7 議案第 99号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第99号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第99号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1 ページの新旧対照表をごらん願います。

第1条の規定中、改正前、第21条第2項第1号中の下線部分100分の77.5を、改正後、下線部分100分の92.5と、改正前、第2号中の下線部分100分の37.5を、改正後、下線部分100分の42.5とするものであります。次ページ以降は、別表第1行政職給料表第4条関係の改正となります。

最終ページになります。

第2条の規定中、改正前、第21条第2項第1号中の下線部分100分の92.5を、改正後、下線部分100分の85と、改正前、第2号中の下線部分100分の42.5を、改正後、下線部分100分の40とするものであります。

附則については、1、公布の日から施行する。ただし、第2条は平成29年4月1日から施行。2、第1条の改正後の規定は、平成28年12月1日から適用。ただし、第1条別表第1は平成28年4月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第99号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

○

日程第 8 議案第100号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第100号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第100号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

第1条の規定中、改正前、第7条の表中下線部分37万4,000円及び42万3,000円を、改正後、表中下線部分37万5,000円及び42万4,000円とするものであります。改正前、第8条第2項中の下線部分100分の155を、改正後、下線部分100分の170とするものであります。

第2条の規定中、改正前、第8条第2項中の下線部分100分の155及び100分の170を、改正後、下線部分それぞれ100分の162.5とするものであります。

附則につきましては、1、平成29年4月1日から施行。2、第1条の改正後の第7条第1項の規定は平成28年4月1日から適用し、第8条第2項の規定は平成28年12月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第100号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 9 議案第101号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第101号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第101号大槌町町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページ、新旧対照表をお開き願います。

第35条の8については、外国税額控除に係る規定の整備であります。

附則第18条の2の9については、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の創設に伴う規定の新設であります。

4ページ下段から8ページにかけての附則第18条の2の11については、条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について、附則第18条の2の9を新設することに伴う条ずれの措置であります。

8ページ中段から9ページにかけての附則第26条については、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の創設に伴う規定の新設であります。

附則第27条については、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の創設に伴う規定の新設となります。

9ページ下段から11ページにかけての附則第27条の3及び附則第27条の4については、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について、附則第26条及び附則第27条を新設することに伴う条ずれの措置であります。

附則第30条については、東日本大震災に係る固定資産税の特例等の適用期限を平成31年3月31日まで3年延長することに伴う規定の整備であります。

11ページ中段以降の附則についてでございますが、第1条は施行期日。第2条から第4条は、それぞれ町民税、固定資産税、国民健康保険税に関する経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第101号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第102号 準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第102号準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは次のページの新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、第6条流水占用料等の徴収の条項の中の年額1,000円を3,140円に改めるものでございます。

また、別表第1から第3について、添付資料のとおり改めるものでございます。

附則の1では施行期日を、2では施行前における経過措置について定めてございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今度の台風10号によりまして、土砂等が河川に流れ込んで川床が高くなっているわけなんです、ちょっとお尋ねします。川底を下げなければならない場所が何か所かあります。柁内地区、それから沢山地区でも河川が雨水排水路よりも高くなった部分がありますので、土砂をとったりこの砂利採取みたいになるわけなんですけども、業者から多分これは申請があった場合の金額だと思うんですけども、これを業者に依頼して、河川のその砂利等を採取させるという場合の扱いについてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） これは河川の土砂等について業者が撤去する場合の既定料金を定めたもので、県に準じて、他市町村も大体この金額です。河川から砂利等を採取する場合は、砂利採取法の登録許可を持った業者が当たります。通常ですと今県がやっている小鍬川のあそこの砂利撤去、これも砂利採取法に基づいて登録業者が採取をしていると。当然その部分の採取料については県に入ると。これ以外に、例えば町が独自で土砂撤去する場合については工事、委託というふうになりますけど、これについては、

採取したものについては公共工事等に生かすということになりますので、実際河川を登録業者が掘る場合については、この料金をいただいて行うということになりますし、そういう手続については、こういう採取する場所がありますということで公募して、その登録業者の中から選ぶということになります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

それでは次に、別表1から3、水力発電等々の規定に見えますけども、今エネルギー問題で、やっぱり水力とかそういうのをどんどん進めていってほしいなという思いがあります。それでこの別表1から3、これ上がったのか下がったのかちょっとこれだけではわからないんですが、どの程度変更になったかを教えていただけますか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 別表の揚水発電等の部分でございますが、従前ですと1,698円が1,976円、1,976円の規定のところが従前ですと1,698円ということのその値上げ幅でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第102号準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第103号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第103号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） 議案第103号大槌町公民館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

別表第2、安渡分館使用料金表を改めるものです。会議室1、昼間9時から17時まで
は1時間当たり200円。会議室2、同じく1時間当たり300円。会議室3、同じく1時間
当たり500円。和室、同じく1時間当たり200円。調理室、同じく1時間当たり300円。
ホール、同じく1時間当たり700円となっております。全施設を使った場合については、
1時間当たり2,200円といたしました。

また、夜間17時から22時については1時間当たり100円の割り増し。ホールについて
は1時間当たり200円の割り増しとなります。

全日使った場合は、会議室1で2,500円、会議室2で2,800円などとなっております。
今回の料金設定については、中央公民館の使用料金を基本にして設定しております。
附則、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。下村義則君。
- 2番（下村義則君） これは夏場、冬場の料金は同じなんですか。
- 議長（小松則明君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（瀧澤康司君） 夏場、冬場変わりなくこの金額になります。
- 議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第103号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決いた
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○

日程第12 議案第104号 工事請負契約の締結について

- 議長（小松則明君） 日程第12、議案第104号工事請負契約の締結についてを議題とい
たします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

- 復興局長（那須 智君） 1. 契約の目的、沢山地区内水排除工事。
- 2. 契約の方法、一般競争入札。

3. 契約の金額、8,616万2,400円。

4. 契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町安渡1-6-3有限会社岩間建設工業 代表取締役 岩間 公人です。

次のページをお開きください。

入札は平成28年11月16日に行っており、入札参加条件は大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者で、大槌町営建設工事入札参加者名簿のランクづけが土木C級以上であるか、あるいは岩手県の経営事項審査総合評定値（P点）が800点以上であることです。

入札参加業者は記載のある2社でした。

次に参考資料をお開きください。

工事場所、上閉伊郡大槌町沢山地区地内。

工事期間は今回の議案が可決された日の翌日から180日間です。

実施理由。沢山地区において東日本大震災による地盤沈下等の影響から内水がたまるようになったことから、内水を排除するため必要な排水路の整備、道路の不陸整正やかさ上げ、低地部の盛り土工事等を行うものであります。

施工概要は、施工区域6.56ヘクタール、排水路工1,125メートル、道路工930メートル、盛り土工9,383立方メートルです。

排水流域図、かさ上げ重ね図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 沢山地区の雨水排水とかかさ上げはかねてから言ってきたことだったので、やっとなんか、かさ上げ、排水整備、大変喜ばしいことだと思います。

そこでこの図面を見たんですけども、今まで山であったところが大槌高校とグラウンドになり、グラウンドが2つ、いろいろ今までの山林と違う雨水の発生が出ると考えられます。それがこの図面見ると一気に1つに集約されるのかなと思ったりもしますので、雨水の降水量の想定をちょっとお尋ねします。

それから下野地区に流れ出す配水管が900ミリ、直径900ミリ3本入って、それが出る端のほうは計400ミリというふうに図面では見て、ちょっと入ってくるのと出てくるのではここたまってしまふんじゃないかなという思いであります。まずこの2点。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 沢山地区の内水排除工事のまず計画降水量ですけれども、10年確率で計算しておりまして、今回河川ではなくて公共下水道事業ということもありますので、そちらのほうの計算式で回しております。今ちょっと手元に資料がないからあれなんですけれども、おおよそ時間当たり48ミリほど、そういうふうになっております。

また、議員お尋ねの既設の暗渠工パイ、400となっておりますけれども、このほかに土羽で盛って、暗渠はこうなってますけれども、その上に土羽でこういうふうに盛り立ててますので、流下能力としてはもっと、水深的には能力があるというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 多分流れるところをつくっているとは思いますが、この図面だけではちょっと見えなかったもので、ちょっとたまるんじゃないかなという、そういう心配もありました。

それからここに住む方々でもう既に家を建てている方もいらっしゃいますけれども、かさ上げの最大で61センチ以上という部分がありますけれども、この白いところとかさ上げになる部分でありますけれども、大体この地区全体的に全てかさ上げになるのか、あるいはくぼ地等々残っているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） この網掛けのハッチでございますけれども、ハッチしたところが盛り土の区間になってございます。それでちょうど図面の中央ですけれども、三角になっているところ。ここが一番盛り土量が厚いところになっておりまして、おおよそ60センチ程度というふうになっております。

また、町道の5号路線とか書いてありますけれども、そちらのほうについては、国道からの取り入れ場所とかについては、30センチ程度の盛り土、不陸を取ってかさ上げするというようにしております。またそこに合わせて全体的に均一な盛土ないし道路の不陸、舗装もしくは排水路の整備を行っていきます。

それで議員お尋ねになっている既存の建物等のほうについても調査をしておりまして、そちらのほうについての高さは確認しております。そちらのほうについての高さを基準にしておりますので、そこがくぼ地になるといったことはございません。

また、その他空き地のところについても、くぼ地になるといったところについては基

本的に全て土を入れるという形で考えておりますので、どこか1カ所に水が集中してたまるといったことはないものというふうに想定しております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それで、かさ上げになったところの今後の利用計画等がありましたらお聞かせください。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 利用計画、あくまでも個人所有地になりますので、町のほうから積極的に何か打って出るという形ではないんですが、今内々で商業企業者さんとか、そういったところが土地を借りて企業立地をかけたいといったお話を聞いていますけども、いずれにしろこの工事の終わった後の施工になってくると思われますので、来年度以降の仕事になろうかと思えます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今の説明を聞くとこのかさ上げ。中には住宅再建するときここは都市計画のかからない場所だったので、個人で土を盛って住宅再建した方もいるわけです。その中で、この排水の関係から個人の所有地をかさ上げするということであると、何かちょっと腑に落ちないところがあるんですが、どういふこれはもとにしてその私有地を、個人の土地をかさ上げすることにしたのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まず内水排除の関係で、地盤沈下に伴ってかさ上げが必要だということがありますけども、宅地の造成を行うということではなくて、あくまでも水がたまらないように土を入れるというだけの行為ですので、宅地の品質を守るとかといった、そういった工事ではございません。

また、既に宅地として御自身でかさ上げされている方とかにつきましても、恐らく30キロニュートンとかの地耐力を持つような宅地を造成していると思えますけども、今回の事業ではそこまでの宅地の品質とかといったところまではやらないで、あくまでも、例えばですけども町方地区とかを区画整理で盛り土を行っているわけですが、それらのプレロードの残土、それらを入れるだけの作業ということになりますので、宅地のほうの造成ということではありません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） わかりました。それで中にはもともと農地だった場所もあるはず

なんですけど、その農地の関係で、盛り土する際にその問題点はクリアされているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） このエリアの地権者の方全てに一応こういった工事を行いますよという御案内をしております。

また全体の説明会も、昨年度ですけども行っておりますので、その際に、一人一人の農地であった場合に黒土とか黒ボクとかを入れてほしいとかという話もあるんですけども、そういったところについては、そういった土を入れることはできないということでお話をさせていただいて、土を入れることに同意をいただいたところに限って残土処理という形で、このエリアについて土を盛るという形で進めてきた経緯がございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第104号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第105号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第105号工事請負契約の締結についてを議題いたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第105号工事請負契約の締結について御説明いたします。

契約の目的は、桜木町地区避難路整備工事。

契約の相手方は、岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第10地割182番地10ライト工業株式会社盛岡営業所 所長 鈴木 修。

変更内容は契約金額の変更であります。変更前、金額1億692万円を、759万1,320円増の、変更後、1億1,451万1,320円とするものです。

次ページ、資料をごらんください。

仮契約締結年月日は平成28年11月18日。

工事概要は別添参考資料をごらん願います。

工事場所は大槌町桜木町地内。

工事期間は平成28年9月15日から平成29年3月17日。

変更理由は、1、組み立て避難路施工部分において、草木の繁茂により避難路の確認が困難となり、避難行動に支障を来さないよう、防草対策として当初設計に含まれていなかった防草シートを追加施工するもの。2、施工前に現地調査を行い、組み立て避難路に使用する部材の規格・数量を再精査した結果を反映させたものであります。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第105号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第106号 町の区域を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第106号町の区域を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、町の区域の変更について御説明いたします。

別紙吉里吉里地区の町区域（町界）の変更についての資料をごらん願います。吉里吉里地区についての町界の変更でございます。真ん中の色で塗り潰した区域でございますが、吉里吉里地区の土地区画改良事業による町界変更を図示しております。真ん中の細かい点線が変更前の町界となります。太線の点線が新たな町界となるものでございます。町界につきましては、原則道路、水道等恒久的な地形、施設の側線をもって定めることとなっております、この基準に基づき変更するものであります。

なお、本案件につきましては、11月に開催しました住居表示の整備審議会において諮問し、同審議会から異議ない旨答申を受けているものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。
これより、議案第106号町の区域を変更することについてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第107号 町道の路線認定及び廃止について

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第107号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回御審議いただく路線は、新しく認定する32路線と、全部廃止する10路線でございます。

別紙をお開きください。認定する32路線の路線番号、路線名が記載されております認定路線図6ページと、全部廃止する10路線の路線番号、路線名が記載されております路線廃止図2ページを添付してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。
これより、議案第107号町道の路線認定及び廃止についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第108号 住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法について

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第108号住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、別図1住居表示実施区域（安渡地区）の資料をごらん願います。安渡地区につきましては、防災集団移転促進事業により新たな宅地整備がされたことに伴いまして、住居表示の実施区域への追加を図示しております。太線で囲まれ、中が塗り潰されている区域が追加するところでございます。

続きまして、別図2住居表示実施区域、赤浜地区の資料をごらん願います。赤浜地区につきましても、土地区画整理事業等に基づきまして、新たな宅地が整備されたことから実施区域への追加を図示しております。こちらにつきましても、太線で囲まれ、中が塗り潰された区域を追加するものであります。

両区域における住居表示の方法につきましては、街区方式とするものであります。

なお、両案件につきましても、11月に開催しました表示審議会において諮問、異議ない旨答申を受けているものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第108号住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第109号 大槌町土地開発公社の解散に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第109号大槌町土地開発公社の解散に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 次のページの資料をお開きください。

解散の要旨。大槌町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項

の規定に基づき、地域の秩序ある整備のために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成、その他の管理等を行うことを目的に昭和48年8月31日に設立されましたが、公社のあり方について他市町の状況を勘案し、公有地となるべき土地の取得は大槌町土地開発基金で行うことができるほか、岩手県土地開発公社への事業委託も可能であることから、公社設立の目的はおおむね達成されたと判断し、公社理事会での同意を経て、平成28年12月26日をもって大槌町土地開発公社を解散しようとするものです。

解散及び清算のスケジュールは、本議案の可決後、岩手県知事の認可をもって解散することとなります。解散後、残余財産の清算の終了に至るまでの間は、公社はなお法人として存続するものとみなされ、当該残余財産の終了後、その旨を岩手県知事に届け出ることとなります。清算には、清算に係る債権の申し出を一定期間内にすべき旨の公告を少なくとも3回官報に掲載する義務があり、この申し出の期間は2カ月を下回ることはできません。したがって、公社の解散から清算の終了までは少なくとも2カ月半程度の期間を要します。

次に、公社の資産及びその清算についてですが、公社を解散する平成28年12月26日における公社の資産の見込み額は、解散事務費用を除く現金121万円となり、官報公告等の事務的経費を除いた額が大槌町に帰属します。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第109号大槌町土地開発公社の解散に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす8日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後2時30分

